

島田市公式ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、島田市公式ホームページ広告掲載要綱に基づき、島田市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関する必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に規定する風俗営業及び類似する業種又は事業者
- (2) 消費者金融、高利貸しに関する事業者
- (3) ギャンブルに関する事業者
- (4) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 興信所、探偵事務所に関する事業者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 市に納付すべき税、料金等を滞納している事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、市ホームページに掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性及び宗教性のあるもの
 - エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - カ 他のものを誹謗、中傷、若しくは排斥し、業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - キ 市ホームページの広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

- ク 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - コ 社会的に不適切なもの
 - サ その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が認めるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - ウ 人材募集広告にあつては、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (リンク先のウェブページについて)

第6条 市ホームページへ掲載する広告のリンク先ウェブページの内容等が、各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの基準等に抵触しているときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(裁判管轄)

第7条 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、島田市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(協議)

第8条 この基準に定めのない事項については、市と広告代理店又は広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。